

安八町告示第28号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成31年1月24日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成31年3月5日

安八町監査委員

清

伸二

安八町監査委員

大平

文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成31年1月24日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、図書カード（出初式の折）19,500円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

（添付書類）

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書 図書カード（出初式の折）
2. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令明細書
3. 平成30年9月18日付 安総第661号  
安八町職員措置請求監査結果通知書

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成31年1月25日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、図書カード（出初式の折）19,500円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年2月5日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成31年2月3日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

なお、別に平成31年2月10日、平成31年2月17日付で本件請求に係る追加書類を受理した。

### 2 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成31年2月5日、平成31年3月1日に監査を実施した。

#### (2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第5 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年消防出初式（以下「出初式」という。）は、平成30年1月7日に、安八町消防団（以下「消防団」という。）、安八町女性防火クラブ（以下「女性防火クラブ」という。）、牧小学校少年消防クラブ（以下「少年消防クラブ」という。）、大垣消防組合中消防署東分署（以下「東分署」という。）が参加して挙行された。
- (2) 出初式の内容は、参加全隊による観閲や分列行進、少年消防クラブによる腕用ポンプ操法の披露、消防団、女性防火クラブ、東分署らによる一斉放水、式典であった。
- (3) 安八町内で組織されている少年消防クラブは、名森、結、牧小学校でそれぞれ組織されており、防火・防災思想の普及を図ることを目的とする自主的な防災組織である。  
クラブ員は、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、日頃から防火・防災に関するさまざまな訓練の実施、講習会等への参加、火災予防ポスターの作成、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施等を通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めている。
- (4) 少年消防クラブが出初式に参加した目的は（3）前段のとおりであり、その役割は、腕用ポンプ操法の披露や式典での意見発表等でも分かるとおり、（3）後段にいう、地域における防火・防災思想の普及に努めているものである。
- (5) 事実証明書2中「図書カード」は、出初式に参加し地域における防火・防災思想の普及に努めている少年消防クラブ員らに対して、非常に重要な任務を果たしてくれたとのことから、感謝の意を込めお礼として一人一人に渡したものである。
- (6) 事実証明書2中「のびのび手袋（白）」は、出初式に参加する際の制服の一部であり、かつ、（2）中、少年消防クラブが腕用ポンプ操法を実施する際の器具の取り扱い時における危険防止のために着用するものであった。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである旨が規定されている。

### 2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「平成29年度支出負担行為決議書兼支出命令書には、図書カード他(出初式の折)13,500円とのびのび手袋(白)6,000円との記載があるが、これらのものを何のために購入し、どのように使用したのか不明であり、公金の支出の証拠書類である支出負担行為決議書兼支出命令明細書の内容における記載が乏しく、疑義が持たれるものであるといわざるをえない。

地方財政法第4条第1項、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されており、本件、図書カード(出初式の折)の支出の証拠書類では目的を達成するための必要かつ最小限度を超えての支出でないことが証することができず違法若しくは不当な公金支出といわざるをえないものであり、また、出初式が公務であったとしても支出負担行為決議書兼支出命令書の内容における記載が乏しい。」との理由から、「第1監査の請求/3 請求の趣旨にいう公金から支出された19,500円は、一般会計へ返金され、平成29年度の支出命令の取り消しがなされなければならないものである。」と主張している。

ちなみに、請求人が前段で主張している理由の根拠は、住民監査請求追加書類の提出について(平成31年2月10日受付第3715号、平成31年2月17日受付第3862号)であると考える。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年(行ウ)第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである(第6 判断に当たっての関係法令等について/1)から、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず(第6 判断に当たっての関係法令等について/2)、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならな

いとされており(第6 判断に当たっての関係法令等について/3)、事務処理のために必要とされるものであっても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従って、本件請求にいう図書カードとのびのび手袋(白)に係る公金の支出(以下「本件支出」という。)の違法性若しくは不当性について検討することとした。

はじめに、本件支出のうちのびのび手袋(白)に係る公金から支出された6,000円についてだが、少年消防クラブが出初式に参加する目的及び役割については、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(3)、(4)のとおりであり、加えて、のびのび手袋(白)の必要性については、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(6)であることから、違法又は不当な公金の支出ではない。

次に、本件支出のうち図書カードに係る公金から支出された13,500円についてだが、その理由は、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(5)のとおりである。

このことから、少年消防クラブに感謝の意を込めて図書カードを渡すことは、地域における防火・防災思想の普及に努めていることに対する社会通念上の範囲内の謝礼であり、又、今後も継続して努めてほしいという考えの意思表示でもあることから、必ずしも不当とまではいえない。

そして、本件支出のうち図書カードに係る公金の支出が、出初式に参加したときに限り、金額も社会通念上許される範囲に留まっていることなどに照らすと、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由及び住民監査請求追加書類の提出について(平成31年2月10日受付第3715号、平成31年2月17日受付3862号)の記載のとおり、本件支出が「違法若しくは不当な公金の支出といわざるをえないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。